

〒330-9588
さいたま市浦和区常盤〇—〇—〇

埼玉 花子 様

サンプル
Sample

XXXXXXXXXX

印影

さいたま市長 サンプル太郎

学校給食費納付額決定通知書

令和〇年度の学校給食費の納付額を次のとおり決定しましたので通知します。
納付方法が口座振替の場合は、各納付期限（口座振替日）に御指定口座より振り替えさせていただきます。
振替日に残高不足で振替ができなかった場合、再振替の実施はしておりません。口座振替ができなかった場合は下記問合せ先までご連絡ください。支払い用の納付書を送付します。
納付方法が納付書の場合は別途送付する納付書にて各納付期限までに納付してください。

費目	学校給食費	納付方法	口座振替	問合せ番号	1234567890	
学校給食費 負担者	埼玉 花子		振替口座情報			
			金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
対象者	埼玉 太郎		口座番号	123****	口座名義人	サイタマ ハナコ

期別	納付期限（口座振替日）	納付予定額
第1期	令和〇年〇月〇日（月）	〇,〇〇〇 円
第2期	令和〇年〇月〇日（水）	〇,〇〇〇 円
第3期	令和〇年〇月〇日（月）	〇,〇〇〇 円
第4期	令和〇年〇月〇日（水）	〇,〇〇〇 円
第5期	令和〇年〇月〇日（月）	〇,〇〇〇 円
第6期	令和〇年〇月〇日（水）	〇,〇〇〇 円
第7期	令和〇年〇月〇日（月）	〇,〇〇〇 円
第8期	令和〇年〇月〇日（水）	〇,〇〇〇 円
★第9期	令和〇年〇月〇日（月）	〇,〇〇〇 円
		円
年間合計		〇〇,〇〇〇 円

※食物アレルギー等による牛乳等の停止がある場合は、その分の学校給食費を減額済です。

※生活保護・就学援助について
生活保護又は就学援助の認定を受けており、市が代わりに納付する場合は、学校給食費を納付していただく必要はありません。ただし、生活保護又は就学援助が廃止等になり、市が代わりに納付しなくなった場合は、学校給食費を納付していただきます。

※第9期の金額について
第9期の納付予定額及び年間合計は、校種ごとの年間実施予定回数を基に算定しておりますが、実際の提供回数（提供していても納付すべき回数を含む。）に応じて、年度末に調整を行います。

※遅延損害金について
納付期限までに納付されなかった場合には納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、期別納付金額に、納付期限の翌日から法定利率年3%の割合を乗じて計算した金額を遅延損害金として納付していただきます。
当該計算をする場合において、学校給食費に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、学校給食費が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。また、遅延損害金に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、遅延損害

★納付予定額の年間合計額（1食当たりの基準額×基準回数）から第1期から第8期までの納付予定額を引いた金額となります。
★小学校1年生・中学校3年生など学年による給食回数の調整、臨時休業、行事変更等により、基準回数と、実際の給食提供回数（提供していないが、納付いただく必要のある回数を含む。）が異なった場合は、年度末に改めて納付額を通知いたします。

＜問合せ先＞ 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課 給食会計係
TEL: 048-829-1591 FAX: 048-829-1990